

つけましたか？ 住宅用火災警報器！

住宅用火災警報器があなたの命・財産を守ります。

近年、住宅火災により発生した死傷者の多くは逃げ遅れによるものであり、また死者の半数以上が65歳以上の高齢者となっています。今後、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。

米国等では、住宅用火災警報器の設置が義務化されており、その普及に伴い、死者数が減少しています。この現状を受け、平成16年6月に消防法が改正され、すべての住宅（戸建・店舗併用及び共同住宅等）に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。設置、維持についての基準は東温市火災予防条例によって定められています。

設置しなければならない期日は？

新築住宅は、平成18年6月1日から

既存の住宅は、平成23年5月31日までに

設置しなければならない場所は？

寝室

普段の就寝に使われる部屋。子供部屋なども就寝に使われる場合は、設置が必要となります。

階段

寝室がある階（避難階を除く）の階段の上端に設置します。

《3階建て以上の場合》

寝室がある階から2つ下の階の階段に設置します。また、寝室が避難階（1階）のみにある場合は、居室がある最上階の階段に設置します。

廊下等

警報器を設置する必要のない階で、居室（床面積7㎡以上、通常四畳半）が5以上ある場合は、その階の廊下（廊下がない場合は階段）に設置します。

台所は義務化されていませんが、設置に努めてください。

共同住宅等で、必要な場所に自動火災報知設備の感知器かスプリンクラー設備のヘッドのどちらかが設置されていれば、住宅用火災警報器の設置は必要ありません。

住宅用火災警報器とはどんなもの？

煙や熱を感知して、音や音声で火事を知らせるものです。



煙式住宅用火災警報器
寝室・階段・廊下に設置



熱式住宅用火災警報器
台所に設置

電源方式は、電池タイプとAC100Vタイプがあります。電池タイプはネジで止めるだけなので自分で簡単に取り付けできますが、AC100Vタイプは配線工事が必要なため、電気工事店又は消防用設備工事店にご相談下さい。

購入先は？

ホームセンター、電気店、消防設備販売店などで取り扱っています。

住宅用火災警報器を購入する際には、日本消防検定協会の「NSマーク」のついた商品をお勧めします。



消火器と同様に、悪質な訪問販売等にご注意下さい。

消防署が住宅用火災警報器を販売、斡旋することはありません。

資格者による器具の設置及び点検の義務はありません。

ご相談・お問い合わせは、東温市消防本部 総務予防課 予防係まで
電話 9 6 4 - 5 2 1 3 (直通)